**「男女雇用機会均等推進者」**

**「職業家庭両立推進者」　　の選任・変更届**

**「短時間・有期雇用管理者」**

**令和　　年　　月　　日**

**三重労働局長　殿**

事 業 所 名

所　 在　地

代表者職氏名

主な事業内容

総労働者数　　　　　　女　　　人　男　　　人

うち正社員数　　　　女　　　人　男　　　人

　　　　　　　　　うち短時間・有期雇用労働者数　女　　　人　男　　　人

この度、当社（事業所）では下記のとおり男女雇用機会均等推進者・職業家庭両立推進者・短時間・有期雇用管理者として（　選任　・　変更　）いたしますので、報告します。

記

●男女雇用機会均等推進者　（□選任　□変更）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属　部　課　　　役　　職　　名 | (TEL) |
| 氏　　　　　名 |  |

* 職業家庭両立推進者　（□選任　□変更）

***企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。***

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属　部　課　　　役　　職　　名 | (TEL) |
| 氏　　　　　名 |  |

●短時間・有期雇用管理者　　（□選任　□変更）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属　部　課　　　役　　職　　名 | (TEL) |
| 氏　　　　　名 |  |

**「男女雇用機会均等推進者」・「短時間・有期雇用管理者」・「職業家庭両立推進者」の選任について**

厚生労働省では、男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に基づき、事業主に対し、「男女雇用機会均等推進者」、「短時間・有期雇用管理者」及び「職業家庭両立推進者」の選任をお願いしています。

三重労働局雇用環境・均等室では、選任いただいた方に、各種セミナーの開催案内をはじめとして、各法律に関する情報や資料の提供を行っています。

* **男女雇用機会均等推進者について**

事業所において、男女雇用機会均等法、労働基準法等関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施するとともに、女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進を図るため、令和２年６月１日から男女雇用機会均等法に基づき事業主に選任の努力義務が設けられました。（男女雇用機会均等法第13条の2）

* **短時間・有期雇用管理者について**

令和２年４月１日に施行されたパートタイム・有期雇用労働法第17条では、パートタイム労働者・有期雇用労働者を常時10人以上雇用する事業所は、パートタイム・有期雇用労働指針に定める事項その他の雇用管理の改善に関する事項等を管理する「短時間・有期雇用管理者」を選任するように努めなければならないと規定しています（※）。※中小企業の適用は、令和３年４月１日です。

短時間・有期雇用管理者を選任したときは、その氏名を事業所の見やすい場所に掲示するなどして、短時間・有期雇用管理者の氏名の周知を図ってください。（パートタイム労働指針第３の５）

○**職業家庭両立推進者について**

事業主は、育児や家族介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立に向けて、企業全体の雇用管理方針の中で、仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施する業務を担当する「職業家庭両立推進者」を選任するように努めなければならないとされています（育児・介護休業法第２９条）。

いずれも、企業や事業所の人事労務管理の方針決定に携わる方、労務管理全般に権限・責任を有する方の選任をお願いしています。

　なお、原則として、男女雇用機会均等推進者、短時間・有期雇用管理者は事業所ごとに１名、職業家庭両立推進者は１企業につき１名選任してください。

※「男女雇用機会均等推進者」、「短時間・有期雇用管理者」、「職業家庭両立推進者」を選任したとき又は変更したときは、本紙裏面の「選任・変更届」により、三重労働局雇用環境・均等室に届け出てください（FAX可）。

◇◆◇届出・お問い合わせ先◇◆◇　　**三重労働局雇用環境・均等室**

〒514－8524　　津市島崎町327－2　第2地方合同庁舎

TEL　059－226－2318　・　FAX　059－228－2785